## 強制執行手続について

勝訴判決を得たり、相手方との間で裁判上の和解が成立したりしたにもかかわらず、相手方がお金を支払ってくれなかったり、明渡しをしてくれなかったりした場合には、判決書などの債務名義を得た人(債権者)の申立てに基づいて、相手方(債務者)に対する請求権を、裁判所が強制的に実現する強制執行手続をとることができます。

強制執行手続をとるには、勝訴判決(和解調書)などを得た裁判所に対し、その判決書(和解調書)などが<u>相手方に送達されたことの証明(送達証明)申請</u>と、その判決書(和解調書)などに<u>執行文付与申請</u>を行って、これらを受ける必要があります。その後の具体的な手続については、強制執行手続を扱う<u>執行部(第14民事部)</u>の案内を御参照ください。